

ご自身やパートナーの出産を申告された



University of the Ryukyus

琉球大学職員の皆様へ

この度は、出産の旨お申し出いただきありがとうございます。育児・介護休業法に基づき、自身やパートナーの出産を予定されている皆様へ、以下のお願いがございます。

Step 1 制度案内資料の確認

本学において妊娠・出産・育児等にあたって利用できる制度や、手当・給付金についてまとめた制度案内資料を、職員課ホームページに掲載しております。必ずご確認ください、仕事と家庭生活の両立にご活用ください。

【総務部職員課ホームページ】

<https://pws.skr.u-ryukyu.ac.jp/pws/index.php/childcareleave/>



Step 2 育児休業取得に関する意向の報告

制度案内資料を確認いただき、育児休業を取得する／しないの意向が決定しましたら、自身のご所属に応じ、以下のフォームから意向をご報告ください。（育児休業を取得しない場合でも、必ずご報告ください。）なお、育児休業取得のための申請手続きは、別途必要です。取得の際は制度案内資料に記載の必要書類をご確認の上、所属部局担当者へ別途お申し出ください。

【千原キャンパス意向確認フォーム】

(※上原キャンパス所属者以外はこちら)

<https://forms.office.com/r/1HybRdZdjL>



【上原キャンパス意向確認フォーム】

<https://forms.office.com/r/7iCQGxcZ4d>



千原キャンパス所属(上原キャンパス所属以外)の育児休業取得予定者は、同フォームより育児休業給付金の受給申請をあわせて行っていただけます。上原キャンパス所属の育児休業取得予定者については、育児休業申請時に、別途、育児休業給付金の受給申請をご案内いたします。



「育児休業を取得しない」と意向を報告した場合であっても、育児休業申出の期限前であれば、育児休業の取得が可能です。意向報告後に育児休業の取得希望に変更が生じた場合は、速やかに所属部局担当者へご連絡をお願いします。